

「日立造船グリーンボンド」発行に関するお知らせ

～製造業における日本初のグリーンボンド事例～

日立造船株式会社は、国内市場において公募形式による「日立造船グリーンボンド」の発行を予定しています。なお、本発行は国内製造業で初めてのグリーンボンドの事例です。

グリーンボンドとは、企業や地方公共団体等が、グリーンプロジェクト（環境改善効果がある事業であり、再生可能エネルギー事業、省エネ建築物の建設・改修、環境汚染の防止・管理など）に要する資金を調達するために発行する債券です。

■グリーンボンド発行の目的

当社は、ごみの衛生的な処理およびこれらを燃料として発電し電力を供給することができるごみ焼却発電施設事業を世界中で手掛けています。今回のグリーンボンドの発行で調達された資金は、CO₂排出量の削減効果が認められるごみ焼却発電施設にかかる資材購入等の費用としての運転資金に充当する予定でございます。当社は、グリーンボンドの発行により資金調達手段の多様化を図るとともに、より環境にやさしい施設導入を図り、循環型社会の実現に貢献していきます。

■グリーンボンドの概要

発行体	日立造船株式会社
発行年限	3年
発行額	50億円
発行時期	2018年9月を予定
資金使途	当社が受注して現在建設中のごみ焼却発電施設にかかる資材購入等の費用としての運転資金に充当
グリーンプロジェクト	①京都市南部クリーンセンター第二工場（仮称） ②菊池環境保全組合新環境工場
主幹事	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 野村証券株式会社
グリーンボンド・ストラクチャリング・エージェント(注1)	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

■グリーンプロジェクト概要

①京都市南部クリーンセンター第二工場（仮称）

- ・発注者：京都市
- ・工事名称：京都市南部クリーンセンター第二工場（仮称）建替え整備工事
- ・対象業務：ごみ処理施設・管理事務所・環境学習施設の設計および施工

(既存施設の解体、外構その他関連する付帯施設整備等を含む)

- ・施設概要：処 理 量 500t/日 (ストーカ炉 250t/日×2 炉)
発電能力 14,000kW
選別資源化設備 180t/6 時間
バイオガス化設備 60t/日 (30t/日×2 系列)

- ・竣 工：2019 年 3 月末

②菊池環境保全組合新環境工場

- ・発注者：菊池環境保全組合
- ・事業名称：新環境工場 (ごみ処理施設) 整備及び運営事業
- ・対象業務：ごみ処理施設の設計・施工および建設後の 20 年間の運営
- ・施設概要：処 理 量 170t/日 (85t/日×2 炉)
発電出力 2,800kW
- ・竣 工：2021 年 3 月末

■当社グループのごみ焼却発電施設事業について

ごみ焼却発電施設事業は当社グループの主力事業であり、日本やアジア、欧州を中心に 900 件以上におよび世界トップクラスの実績を有しています。

当社は「エネルギー」と「水」の環境分野をコア事業領域として、ごみ焼却発電をはじめ、風力発電、バイオマス発電などの再生可能エネルギーの普及への取り組みを通じて、循環型社会の実現に貢献していきます。

■グリーンボンドに関する補足

- ・本グリーンボンドの適格性と透明性の確保および投資家への訴求力向上のため、第三者評価として、リスクマネジメントに関する先駆的国際機関である DNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社からセカンドパーティオピニオンを取得しました。
- ・また、本グリーンボンドに係る第三者評価の取得について、環境省の平成 30 年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業 (注 2) の補助金交付対象となっております。

(注 1) グリーンボンド・ストラクチャリング・エージェント

グリーンボンドのフレームワークの策定およびセカンドオピニオン取得に関する助言等を通じて、グリーンボンドの発行支援を行う者。

(注 2) 環境省グリーンボンド発行促進体制整備支援事業

グリーンボンドを発行しようとする企業や地方公共団体等に対し、外部レビューの付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業。対象となるグリーンボンドの要件は、調達した資金の全てがグリーンプロジェクトに充当されるものであって、かつ発行時点において以下の全てを満たすもの。

(1) グリーンボンドの発行時点で以下のいずれかに該当すること

- ①主に国内の低炭素化に資する事業 (再エネ、省エネ等)
 - ・調達資金額の半分以上又は事業件数の半分以上が国内の低炭素化事業であるもの
- ②低炭素化効果及び地域活性化効果が高い事業

- ・低炭素化効果 国内の CO2 削減量 1 トン当たりの補助金額が一定以下であるもの
 - ・地域活性化効果 地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等
- (2) グリーンボンドフレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること
- (3) いわゆる「グリーンウォッシュ債券」ではないこと

本ニュースリリースは、当社の証券発行に関する情報を公表することを唯一の目的に作成されたものであり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。